資料３－10

葬祭場ほか２か所機械警備業務委託仕様書

１　目的

　大阪市立葬祭場（やすらぎ天空館）、大阪市立阿倍野区民センター、大阪市立阿倍野図書館における盗難等を防止するとともに、違法、不当な行為を排除し、発注者の財産の保全を図り、施設の円滑な運営に寄与することを目的とする。

２　対象施設

①大阪市立葬祭場（以下「葬祭場」という。）

所在地：大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目19番115号

　　　　　　　　②大阪市立阿倍野区民センター（以下「区民センター」という。）

所在地：大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目19番118号

　　　　　　　　③阿倍野図書館（以下「図書館」という。）

所在地：大阪市阿倍野区阿倍野筋４丁目19番118号

３　施設概要 地下１階～地上３階　延床面積13,777.88㎡

地下１階　駐車場、

１階　葬祭場・区民センター

２階　葬祭場・区民センター

３階　図書館　※３階については警報機器の設置は無し

４　警備方法

　異常感知装置、自動通報装置及び警備員による対応を組み合わせた機械警備システム（以下「警備システム」という。）により行うものとする。

５　業務内容

（１）対象施設内の盗難及び不良行為などの早期発見と拡大の防止など

（２）火災の早期発見と初期消火の対応など

（３）警報機器の正常作動の確認及び監視業務

（４）事故確認時における関係先への通報及び連絡

（５）警備実施事項の報告

６　実施要領

（１）対象施設に警報機器を設置し、警備を行うものとする。

（２）警報機器は、発生した異常事態を受注者の監視センター等（以下「監視センター」という。）に自動的に通報する。

（３）監視センターでは、警報受信機を常時監視し、対象施設の異常が確認できたときは、その異常を的確かつ迅速に判断し、対象施設の安全を維持するために最良の措置を講じるものとする。警備員の出動が必要と判断したときは、速やかに警備員を急行させるとともに、必要な措置を指示する。

（４）対象施設に到着した警備員は、異常事態確認後、その拡大防止措置をとり、監視センターにその状況を報告する。

（５）監視センターでは、異常事態を確認し、発注者への連絡が必要と認められるときは、指定する緊急連絡先へ連絡するとともに、必要に応じて、所轄警察署及び消防署に通報する。

７　警備システム

（１）警報機器については、最も効率よく業務が履行できる新品の機器とすること。

（２）対象施設と監視センターとの通信については、受注者において用意した専用回線を用いることとし、万一その回線が切断された場合でも監視センターにおいて認知できる機能を有すること。

（３）発注者による警備システムの操作（警備開始及び解除）は、容易に複製ができない専用のICカード等（以下「ICカード等」という。）を利用するものとし、35枚を発注者に配布するものとする。

（４）自動通報装置は、断線の異常が検出できるものとし、停電時においても30分以上、正常に作動するものとし、バッテリーの容量については、適宜確認できる機能を有するものとする。

（５）警備システムの操作時には、警備状態や警報機器の作動状態が音声メッセージ又は表示により確認できる機能を有するとともに、警報機器の不具合等により警備を開始できない場合に、不具合等の状況について一定の識別が可能となるように、音声メッセージ又は表示する機能を有すること。

（６）異常が発生した場合に、的確かつ迅速な措置を講じるために、警報機器については、異常発生場所の特定が可能な信号を監視センターに通報できること。

（７）警報機器が２か所以上の異常を感知したときは二重発報とし、すぐに所轄警察署に通報が行えること。

（８）自動通報装置は、ICカード等を紛失した場合等において、当該ICカード等を使用不能カードとして登録できること。

（９）警備区分については、６か所（駐車場エリア・式場エリア・葬祭場事務所エリア・葬祭場共用エリア・区民センターエリア・区民センター図書館共用エリア）以上に区分し、区分ごとに警備開始及び解除が行えること。

８　警報機器の設置

（１）警報機器の設置にあたっては、事前に発注者と協議することとし、より効果的な設置場所を決定した上で実施するものとする。また、設置完了後は遅滞なく、警報装置設置状況図を作成し提出すること。

（２）既存の警報機器設置個数は下表のとおりである。

【既設置数】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 図　面　記　号 | 記号 | 名称 | 個 |
|  | マグネットセンサー | 24 |
|  | パッシングセンサー | 47 |
|  | シャッターセンサー | 3 |
| RTS | カードリーダー |  6 |
|  | 通報装置 | 3 |
|  | 電源装置 | 3 |

C R

【特記事項】

送信機接続回線：専用回線（受注者で用意すること。）

自火報盤接続：有

回路表示器接続：有

端子盤：有

その他の盤接続：無

９　実施時間

　次の時間を基準として、対象施設の警備開始の信号を受けたときに始まり、警備解除の信号を受けたときに終了するものとする。ただし、発注者の必要に応じて、適宜警備時間の設定が行えるものとする。

区民センター

　　開館日：午後９時45分から翌日の午前９時00分

　　閉館日：午前９時00分から翌日の午前９時00分

　図書館

　　開館日：（平日）午後７時15分から翌日の午前９時00分

　　　　　 （土曜・日曜・祝日）午後５時30分から翌日の午前９時00分

　　閉館日：午前９時00分から翌日の午前９時00分

　葬祭場

　　開館日：午後９時00分から翌日の午前９時00分

　　閉館日：午前９時00分から翌日の午前９時00分

　駐車場

　　開館日：午後10時00分から翌日の午前８時00分

　　閉館日：基本的になし

10　警備実施に係る取り扱い

（１）機械警備に係る取り扱い

（ア）警備開始時の取り扱い

①対象施設から最終に退場する者は、警備エリアの防火、防犯その他の事故防止上の必要な措置を行い、警備システムを開始の状態にすることにより、対象施設の機械警備を開始する。

②対象施設において、通常時に閉館より２時間経過後、警備システムが開始されないときは、受注者は発注者の指定する緊急連絡先に連絡の上、必要に応じて、現地の確認を行うこと。

③警備開始後、警備エリアを通過してから対象施設の敷地を出るまでの時間及び警備エリアを通過し警備を解除するまでの時間については、調整が可能であること。

（イ）警備終了時の取り扱い

　警備実施中に対象施設内に立ち入る場合には、警備システムを解除の状態にして入場する。解除することにより機械警備を終了する。

（ウ）警備実施中における入場者の取り扱い

　警備エリア内に立ち入ることは必要最低限とし、やむを得ず立ち入る場合については、警備解除の操作を行った後に入場することとし、発注者の責任において警備開始の操作を行う。

（２）警備員の取り扱い

（ア）警備員は警備業法に基づく警備教育を受けている者を選任するとともに、制服・制帽・身分証明書を携行のうえ、必要な装具を着用すること。また、受注者の正規の職員であること。

（イ）受注者は、常に要員を確保し、勤務中の障害及びその他の事故の際には速やかに交代に応じ得る体制を整えておき、必要のあるときは緊急応援を行い、警備体制の強化を図ること。

（ウ）警備員と緊急の連絡が取れるような体制を整えること。

11　事故等報告書の提出

　受注者は対象施設で異常が発生した場合は、異常の発生原因及びその対処の結果について、速やかに発注者に報告書を提出すること。

12 関係機器等の取り扱いの説明

　警報機器の取り扱い等について、受注者は説明資料を作成し、取り扱い説明会（１回以上）を実施することとする。

　なお、説明会の実施日時等については、発注者の指示に従うこと。

13　保守点検

　対象施設に設置された自動通報装置は、受注者が適宜保守点検を行うものとし、故障等が発生した場合や保守点検により異常等が判明したときは、受注者の負担により、速やかに補修又は交換を行い、機能回復に最善の努力をすること。

14　鍵の預託

　警備上必要な鍵、ICカード等は、発注者及び受注者相互に預託するものとし、授受する際にはそれぞれ預かり受領書によりその所在を明確するとともに、厳重に取り扱い保管することとする。

15　負担

　本業務に係る警報機器及びこれらの取り付け工事、各種配線工事に要する費用、その他調整作業及び各種手続き業務等に必要な費用はすべて受注者の負担とする。

また、契約の満了又は解除等により、警備システムが不要となった場合には、受注者の負担により、警報機器の撤去及び機器等を取り付けていた壁等を取り付け前の状態に回復させること。

16　情報、記録媒体等の管理

当該業務の遂行中及び終了時において、得られた情報その他記録媒体等については、善良なる管理者の注意義務をもって管理、保管を行い、発注者の承認なく他の用途に使用しないこと。また、記録については、契約期間中は保管すること。